

5千里第二小学校いじめ防止基本方針

吹田市立千里第二小学校

令和5年4月3日

第1 (いじめの基本認識)

いじめとは、「児童生徒に対し、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない。」(いじめ防止対策推進法) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

第2 (目的)

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

第3 (いじめの防止)

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 教職員の基本姿勢として、次にあげる事項に努める。

(1) 子どもに対する受容的・共感的態度

- ・子どもの良さをたくさん見つけ、認め、褒めることができる実行力
- ・子どもの話への積極的な傾聴と共感
- ・子どもの言動の背景(家庭・育ち・環境等の特性)を含めた一人ひとりへの受容
- ・子どもの小さな変化を見逃さない感性と洞察力

(2) 教職員の言動が、子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識する。

(3) 大勢の前で特定の子どもの負のイメージとなる言動をとったり、冷やかしたりする軽率な振る舞いが子どものいじめを誘発、助長している可能性があることを意識し、教師としての言動を正す。

2 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。

(1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。

生活指導委員会で学級や子どもの情報を収集し、早期発見に努める。(別紙2・3)

(2) 欠席日数や遅刻の日数を注視し、情報を共有する。

特に、理由が示された遅刻・欠席であっても、3日間続く欠席については、担任、生徒指導主事、養護教諭から管理職へ即座に報告する。

(3) いじめ防止対策委員会の機能性を高める。

いじめ防止対策委員会の組織は、校長・教頭・生徒指導主事・養護担当教員・福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)・心理等の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)及び関係学年担任により構成する。

(4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)

- (5) 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。また、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。
 - (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- 3 児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取り組みを進める。
- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
 - (4) 児童会活動を活性化し、行事を通して、いじめのない学校作りに取り組む。
 - (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
 - (6) 学校生活の大半を占める授業の重要性を踏まえ、授業の充実と積極的生徒指導は両輪であるという考えのもと、すべての児童が参加し活躍できる授業の工夫改善を行い、達成感のある授業づくりを行う。
 - (7) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

第4（早期発見）

いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
- (1) 児童一人ひとりのサイン(別紙2)、学級集団からのサイン(別紙3)に敏感になるためのチェックシートによる教職員の自己点検を行い、生活指導委員会で情報共有する。
 - (2) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
 - (3) 学校生活アンケートを学期に1回実施し、早期発見に努める。教職員による自己点検とともに児童のアンケートを基に、学級や学年の集団の課題について整理し、解決に繋げる。
 - (4) 教育相談担当者から、いじめの当事者やいじめ周辺者等の情報を収集するとともに、大阪府電話相談窓口等、教育相談員(スクールカウンセラー)、スクールソーシャルワーカー等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。
 - (5) いじめの兆候を認知した場合は、早急にいじめ防止対策委員会を招集する。
 - (6) 子どもの様子を見守るため、家庭チェックシート(別紙4)を配付し、活用を促し、学校との連絡を密にとる。

第5（いじめに対する措置）

いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職、学年所属教職員または、生活指導委員会に報告し、同時に生徒指導主事・学年を中心に、情報の収集及びいじめ防止対策委員会を招集し、対応を検討する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
- (2) 事態の軽重に関わらず、その日のうちに保護者へ事実関係を伝える。
- (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童に対して継続的な指導を行う。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙5)

2 重大事態が発生した場合

重大事態とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生したときは、校長は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に事態発生について報告するとともに、公平性・中立性を確保しながら調査を行う。

(2) 重大事態の調査

学校は常設している「いじめ防止対策委員会」が調査を行う。当該重大事態の同種事態の発生防止に質するため、質問票の使用等の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合、校長は、教育委員会を通じて市長に報告を行う。学校又は教育委員会は、当該調査に係る児童等及びその保護者に対し説明を行う。この情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。ただし、いたずらに個人情報保護を優先し説明を怠るようなことがないようにする。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

第6 (解決から事後指導)

いじめの発生から「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。

- ① 解決の報告
- ② 校長のフォロー
- ③ 事後観察や聞き取り (1週間後、1か月後、3か月後)

第7 (再発防止)

システム再構築

情報を共有し、累積していくシステム

担任→学年→生徒指導主事→管理職→いじめ防止対策委員会